

東京都子育て支援住宅整備事業補助要領

平成 28 年 2 月 22 日
27 都市住民第 1446 号
改正 平成 29 年 3 月 28 日
28 都市住民第 1630 号
改正 平成 31 年 3 月 27 日
30 都市住民第 1476 号
改正 令和 2 年 3 月 30 日
31 住住民第 1559 号

第 1 目的

この要領は、東京都子育て支援住宅認定制度要綱（平成 28 年 2 月 22 日付 27 都市住民第 1444 号。以下「要綱」という。）第 17 の規定による補助を行うため、東京都子育て支援住宅整備事業の補助金の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 通則

東京都子育て支援住宅整備事業の補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）その他の法令及び関連通知によるほか、この要領に定めるところによる。

第 3 定義

この要領において使用する用語は、要綱において使用する用語の例によるほか、次に掲げる用語の定義はそれぞれ次に定めるところによる。

(1) 東京都子育て支援住宅整備事業

認定事業者が整備する子育て支援住宅について、区市町村がその整備に要する費用（以下「整備費」という。）の一部を補助する事業（以下「補助事業」という。）に対し、都がその費用の一部を補助する事業をいう。

第 4 補助対象

この要領において、補助の対象となる住宅は、子育て支援住宅のうち、次の(1)から(3)までに該当するものとする。

(1) 賃貸集合住宅であること。

(2) 新築集合住宅である場合は、当該住宅の全戸数の 5 分の 1 以上が制度要領第 4 に規定する認定基準に適合するものであること。ただし、当該住宅に次に掲げる住宅が含まれる場合は、その住宅の戸数を全住戸数から除くものとする。

ア 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 5 条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅

イ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第 1 条に規定する住宅確保要配慮者（子どもを育成する家庭を除く）向けの住宅

- (3) 東京都住宅マスタープランにおいて示されている、住生活基本法（平成 18 年法律第 61 号）第 17 条第 2 項第六号に基づく住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域又は区市町村の住宅マスタープラン等において、住宅の供給等を促進すべき地域として位置付けられている地域内に整備するものであること。

第 5 補助対象額

東京都子育て支援住宅整備事業における補助対象額は、整備費に対して区市町村が交付する補助金の額とする。

第 6 補助限度額

- 1 区市町村が補助する額の 2 分の 1 以内かつ 1 戸当たり 5 万円以内とし、20 戸を限度とする。

また、要綱第 2 (2) ウに規定する改修集合住宅の場合は、これに加え、改修費用の 4 分の 1 に相当する額以内とする。

- 2 補助の対象となる住宅において、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業対象要綱（平成 29 年 4 月 26 日付国住備第 14 号）第 4 条第 1 項第八号に係る東京都居住支援協議会が必要と認める子育てなどに配慮した改修工事が実施され、同要綱第 2 条第 1 項第四号に基づき区市町村が補助金を交付した場合、前記 1 の補助金の額とは別に同補助金の額と同額を加算することができる。ただし、加算する額の全額を認定事業者への補助へ充てるものとする。
- 3 前記 1 及び 2 のいずれの場合においても、区市町村が国の補助を受ける場合、区市町村が補助する額から国の補助額を控除した上で補助金額を算定するものとする。

第 7 補助金の交付申請及び交付決定

- 1 区市町村の長は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（別記様式第 1 号）により知事に対し、補助金の交付申請をしなければならない。
- 2 知事は、前記 1 の申請の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定をし、速やかに区市町村の長に通知するものとする。
- 3 知事は、前記 2 の交付決定に際して、必要な条件を付することができるものとする。
- 4 補助金の交付決定後において、補助金の額に変更が生じる場合は、前記 1 に準じて交付変更申請書（別記様式第 2 号）により知事に対し、変更申請をしなければならない。

第 8 補助金の申請の撤回

区市町村の長は、第 7 の 2 の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服のあるときは、交付決定通知書の受領後 14 日以内に、補助金交付申請の取下げをすることができる。

第9 承認事項

区市町村の長は、次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める様式により、あらかじめ知事にその承認を得なければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更（第7の4に規定する場合を除く。）しようとする場合
内容変更承認申請書（別記様式第3号）
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
中止（又は廃止）承認申請書（別記様式第4号）

第10 補助事業遅延等の報告

知事は、補助事業が知事の指定する期限までに完了しない場合又は補助事業の遂行が困難であると認められる場合は、整備の遂行状況報告書（別記様式第5号）により報告を求め、その措置について区市町村の長に指示するものとする。

第11 補助事業の実績報告等

- 1 知事は、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があるときは、区市町村の長に対し、補助事業の状況について報告を求めることができる。
- 2 区市町村の長は、補助事業が完了したときは、完了実績報告書（別記様式第6号）により補助事業の実績を知事に報告するものとする。ただし、補助事業が会計年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）を越えて継続される場合においては、会計年度が終了するたびに、完了実績報告書（別記様式第7号）により速やかに補助事業の実績を知事に報告するものとする。

第12 補助金の額の確定

知事は、第11の2の規定により区市町村の長が提出した補助事業の実績を審査し、補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに当該区市町村の長に通知するものとする。

第13 補助金の請求及び交付

- 1 区市町村の長は、原則として補助事業完了後、請求書（別記様式第8号）により知事に対し補助金の請求をするものとする。
- 2 知事は、前記1の請求を受けたときは、当該請求に係る補助金の算出内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに区市町村に交付するものとする。

第14 補助金の交付決定の取消し

- 1 知事は、区市町村が次の(1)から(9)までのいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
 - (1) 補助金の交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継

続する必要がなくなったとき。

- (2) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
 - (4) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (5) 補助事業を予定期間に着手せず、又は完了しないとき。
 - (6) 補助対象費の精算額が補助対象経費に達しないとき。
 - (7) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件又は関係法令に違反したとき。
 - (8) 補助対象額が減額となったとき。
 - (9) この要領に基づく報告等を怠り、又は知事の指示に違反したとき。
- 2 前記1の規定は、第12の規定による補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

第15 補助金の返還命令

知事は、第14の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

第16 補助金の違約加算金及び延滞金

- 1 知事は、第15の規定により補助金の返還を命じたときは、次の(1)から(3)までの規定により、違約加算金を区市町村の長に納付させるものとする。
- (1) 違約加算金(100円未満の場合を除く。)は、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した金額)につき年10.95パーセントの割合で計算する。
 - (2) 補助金が2回以上に分けて交付されている場合は、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次遡り、それぞれの受領の日において受領したものとして計算する。
 - (3) 違約加算金の納付を命じられた場合において、区市町村の長の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充当する。
- 2 知事は、第15の規定により補助金の返還を命じた場合において、知事が定めた納期日までに区市町村の長がこれを納付しなかったときは、次の(1)及び(2)の規定により、延滞金を納付させるものとする。
- (1) 延滞金(100円未満の場合を除く。)は納期の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算する。
 - (2) 延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付額を控除した額とする。

- 3 第14の1(1)又は(8)に該当することにより、補助金の返還を命じた場合における違約加算金及び延滞金については、前記1及び2の規定によらないことができる。

第17 検査、報告及び是正命令

- 1 知事は、補助金の使途について、必要のあるときは、随時検査を行い、又は報告を求めることができる。
- 2 知事は、前記1の検査又は報告により、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、期日を指定して是正の措置をとるべきことを当該区市町村の長に対して命ずることができる。

第18 台帳等の作成及び保存

補助金の交付を受けた区市町村の長は、補助事業の実施状況及び補助金の執行を明らかにするための台帳、書類その他必要となる図書を作成及び整理し、これらを5年間保存するものとする。

第19 管理義務

区市町村の長は、補助金の交付を受けたときは、補助事業の完了後原則10年以上、補助金の交付の目的に従って適正に管理し、かつ、効果的な運営を図るよう努めるものとする。

第20 他の制度による補助金等との調整

他の制度による補助金等を受領する場合は、補助金の額から除外しなければならない。

第21 その他

この要領の規定により難しいものについては、別にその都度決裁を得て処理するものとする。

附 則

この要領は、平成28年2月22日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4の1(2)及び別記第1の2の規定は、この要領の施行の日以後、第7の1による交付申請を行うものについて適用し、同日前に交付申請をおこなったものについては、改正前の規定によるものとする。

附 則

この要領は、平成31年3月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。